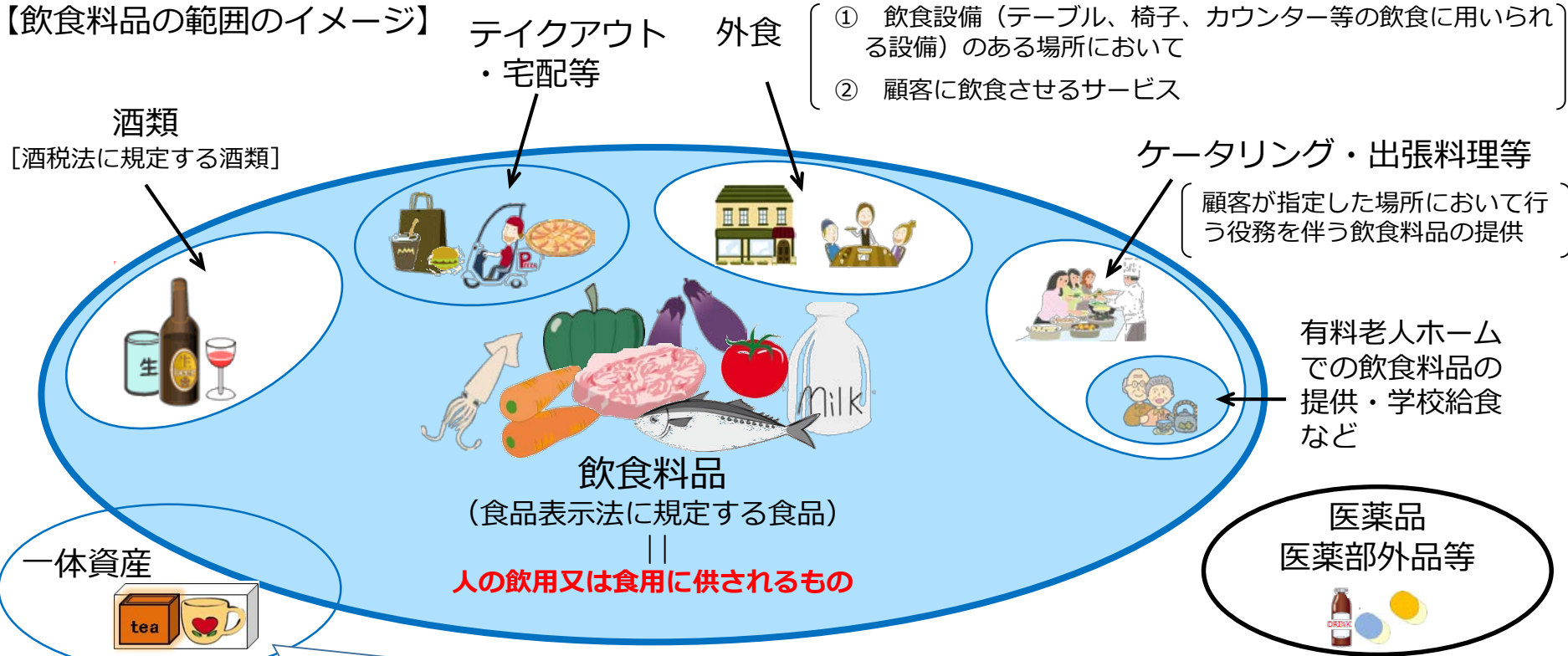


軽減税率制度の対象品目

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、外食等を除く）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

【飲食料品の範囲のイメージ】



「一体資産」とは、紅茶とティーカップのセット商品のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。
「一体資産」のうち、**税抜価格が1万円以下**であって、**食品の価額の占める割合が2/3以上**の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります）

「外食等」の範囲

軽減税率制度の適用対象外となる「外食等」は、以下のもの。

1. 外食：以下の要件を満たすもの

- ① 飲食設備(テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備)のある場所において(場所要件)
- ② 顧客に飲食させるサービス(サービス要件)

2. ケータリング・出張料理等：顧客が指定した場所で、顧客に飲食させるサービス

※ ただし、有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等は、生活を営む場所において他の形態で食事をとることが困難と考えられることから、「ケータリング・出張料理等」から除く。

軽減税率（「外食等」に当たらない）

牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト

そば屋の出前

ピザ屋の宅配

屋台での飲食料品の持ち帰り販売

寿司屋の「お土産」

コンビニ等の弁当・惣菜等の持ち帰り販売

(注) 飲食設備がある場合には、顧客に対して飲食設備での飲食か、持ち帰りかという意味確認をするなどして、軽減税率の適用対象となるかを判定する。

有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等

標準税率（「外食等」に当たる）

1. 外食

牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」

そば屋の「店内飲食」

ピザ屋の「店内飲食」

フードコートでの飲食

寿司屋での「店内飲食」

コンビニ等のイートインコーナーでの飲食

2. ケータリング・出張料理等

軽減税率対象品目に係る条文

○ 消費税法（昭和63年法律第108号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

九の二 軽減対象課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等のうち、別表第1に掲げるものをいう。

十一の二 軽減対象課税貨物 課税貨物のうち、別表第1の2に掲げるものをいう。

別表第一（第2条関係）

一 飲食料品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項（定義）に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号及び別表第1の2において同じ。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）

イ 飲食店業その他の政令で定める事業を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）

ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項（届出等）に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。）

二 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1週に2回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡

別表第一の二（第2条関係）

飲食料品

一体資産に係る条文

○ 消費税法（昭和63年法律第108号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

九の二 軽減対象課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等のうち、別表第1に掲げるものをいう。

別表第一（第2条関係）

一 飲食料品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項（定義）に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号及び別表第1の2において同じ。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）

イ・ロ 省 略

二 省 略

○ 消費税法施行令（昭和63年政令第360号）（抄）

（飲食料品に含まれる資産の範囲）

第2条の3 法別表第1第1号に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 食品（法別表第1第1号に規定する食品をいう。以下この条において同じ。）と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであつて、当該一の資産に係る価格のみが提示されているものに限る。以下この号において「一体資産」という。）のうち、一体資産の譲渡の対価の額（法第28条第1項に規定する対価の額をいう。）が1万円以下であり、かつ、当該一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上のもの

二 省 略

有料老人ホーム等に係る条文

○ 消費税法（昭和63年法律第108号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

九の二 軽減対象課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等のうち、別表第1に掲げるものをいう。

別表第一（第2条関係）

一 飲食料品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項（定義）に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号及び別表第1の2において同じ。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）

イ 省 略

ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項（届出等）に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。）

二 省 略

○ 消費税法施行令（昭和63年政令第360号）（抄）
（飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等）

第2条の4 省 略

2 法別表第1第1号ロに規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、同表第1号ロに規定する政令で定める飲食料品の提供は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供（財務大臣の定める基準に該当する飲食料品の提供に限り、第14条の2第1項から第3項までの規定により財務大臣が指定する資産の譲渡等を除く。）とする。

一 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項（届出等）の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホーム（次号に掲げる施設に該当するものを除く。） 当該有料老人ホームを設置し、又は運営する者が、当該有料老人ホームの入居者（財務省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。） に対して行う飲食料品の提供

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第6条第1項（登録の申請）に規定する登録を受けた同法第5条第1項（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録）に規定するサービス付き高齢者向け住宅 当該サービス付き高齢者向け住宅を設置し、又は運営する者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供

三 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項（定義）に規定する義務教育諸学校の施設 当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全てに対して学校給食（同条第一項に規定する学校給食をいう。第6号において同じ。）として行う飲食料品の提供

四 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第2条（定義）に規定する夜間課程を置く高等学校の施設 当該高等学校の設置者が、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒の全てに対して同条に規定する夜間学校給食として行う飲食料品の提供

五 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第2条（定義）に規定する特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設 当該特別支援学校の設置者が、その幼児又は生徒の全てに対して同条に規定する学校給食として行う飲食料品の提供

六 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条（学校の範囲）に規定する幼稚園の施設 当該幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全てに対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供

七 学校教育法第1条に規定する特別支援学校に同法第78条（寄宿舎の設置義務）の規定により設置される寄宿舎 当該寄宿舎の設置者が、当該寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

○ 消費税法施行規則（昭和63年大蔵省令第53号）（抄）

（有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲）

第1条の2 令第2条の4第2項第1号に規定する財務省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 60歳以上の者
- 二 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項（市町村の認定）に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている60歳未満の者
- 三 前2号のいずれかに該当する者と同居している配偶者（前2号のいずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

○ 消費税法施行令第2条の4第2項の規定に基づく財務大臣の定める基準（令和5年3月財務省告示第92号）（抄）

消費税法施行令第2条の4第2項（飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等）に規定する財務大臣の定める基準は、同項第1号若しくは第2号に掲げる施設を設置し、若しくは運営する者又は同項第3号から第7号までに掲げる施設の設置者（以下「設置者等」という。）が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供（同項各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供をいう。以下同じ。）の対価の額（消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項（課税標準）に規定する対価の額をいう。以下同じ。）が1食につき入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表第1の1(1)に規定する金額（同表第1の1の注により加算する金額を除く。以下「基準額」という。）以下であるもののうち、当該飲食料品の提供の対価の額の累計額が基準額に3を乗じて算出した金額に達するまでの飲食料品の提供であることとする。この場合において、設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供のうち、当該累計額の計算の対象となる飲食料品の提供（基準額を超えるものを除く。以下「対象飲食料品の提供」という。）をあらかじめ書面等により明らかにしているときは、当該対象飲食料品の提供の対価の額により当該累計額を計算するものとする。